

～川口市より～

主要区画道路 6 号に面する 緑地の整備方針がまとまりました！

川口市が今年度の整備工事を予定している、主要区画道路 6 号に面する緑地の整備方針がまとまりました。

愛称 ひのつめこみち
樋ノ爪小径

利用ルール

- ペットのフンは持ち帰りましょう。
- タバコの投げ捨てはしないでください。
- 防災井戸にいたずらしないでください。
- 植物は大切にしましょう。

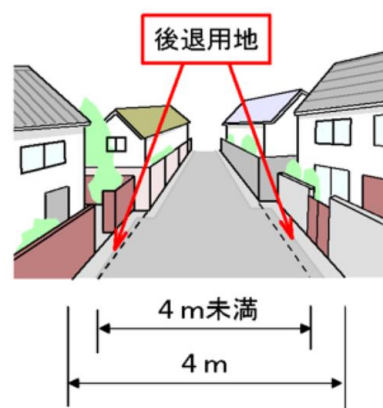
平面図
(整備予定図)

※道路部に関しては、関係各機関との協議により変更の可能性があります



狭あい道路の拡幅等に関する条例が施行されます (令和6年7月1日施行)

川口市では、条例の施行に伴い、令和6年7月1日から、狭あい道路（※幅員4m未満の公道）の後退用地に接する敷地において、①建築確認申請前の事前協議の申入れが義務化されるとともに、②後退用地に支障物を設置することが禁止されます。詳しくは下記へお問い合わせください。



条例に関する
お問合せ先 川口市 都市計画部 建築安全課
TEL048-242-6344



問合せ先

※詳しくは川口市ホームページをご覧ください。

川口市 都市整備部 市街地整備室 所在地：〒333-0853 川口市芝園町3-17
TEL：048-264-5321（直通） FAX：048-264-5322

まちづくり協議会ニュース

芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区

33号

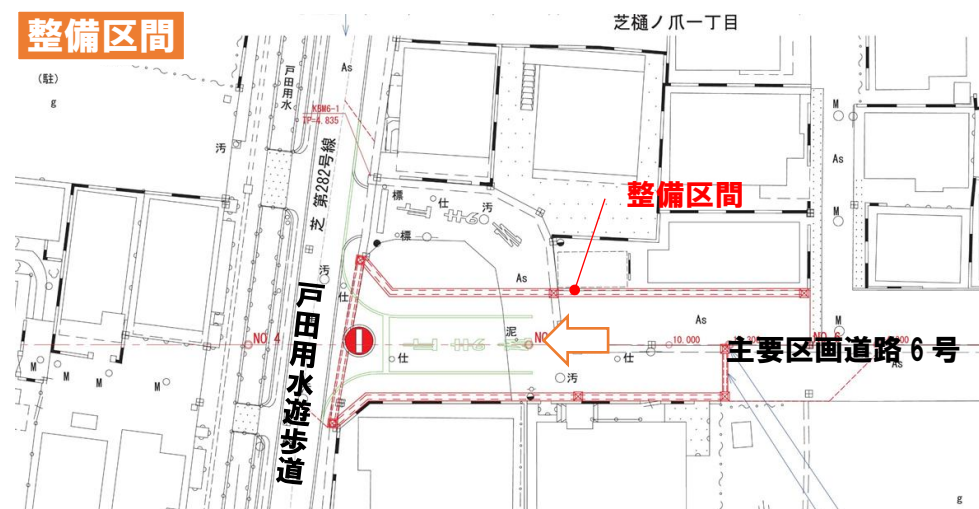
発行日 : 2024年6月
発行 : 芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会
(事務局) 川口市都市整備部市街地整備室
編集協力 : (株)首都圏総合計画研究所

～川口市より～

主要区画道路 6 号の一部区間が開通しました！

川口市で整備を進めている主要区画道路 6・7 号は、緊急車両の通行空間や歩行空間等を確保し、防災・安全等に関する機能の向上を図るため、幅員 8m に拡幅する路線として位置づけられています。

令和 6 年 3 月、主要区画道路 6 号の湾曲部分の区間における道路工事が完了し、通行できるようになりました。



クラックが解消
されました

整備前



整備後



令和6年度の整備予定区間は、2, 3ページをご覧ください。

芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区のまちづくりの状況をお伝えします！

事業の詳細は
下記の二次元
コードからご
覧ください



主要区画道路6・7号

日常時の安全・快適な歩行及び災害時の消防・避難活動のために、道路の整備を進めます。



<令和5年度>

個別に用地買収に向けた具体的な話を進め、主要区画道路6・7号において4件のご協力がありました。

<令和6年度>

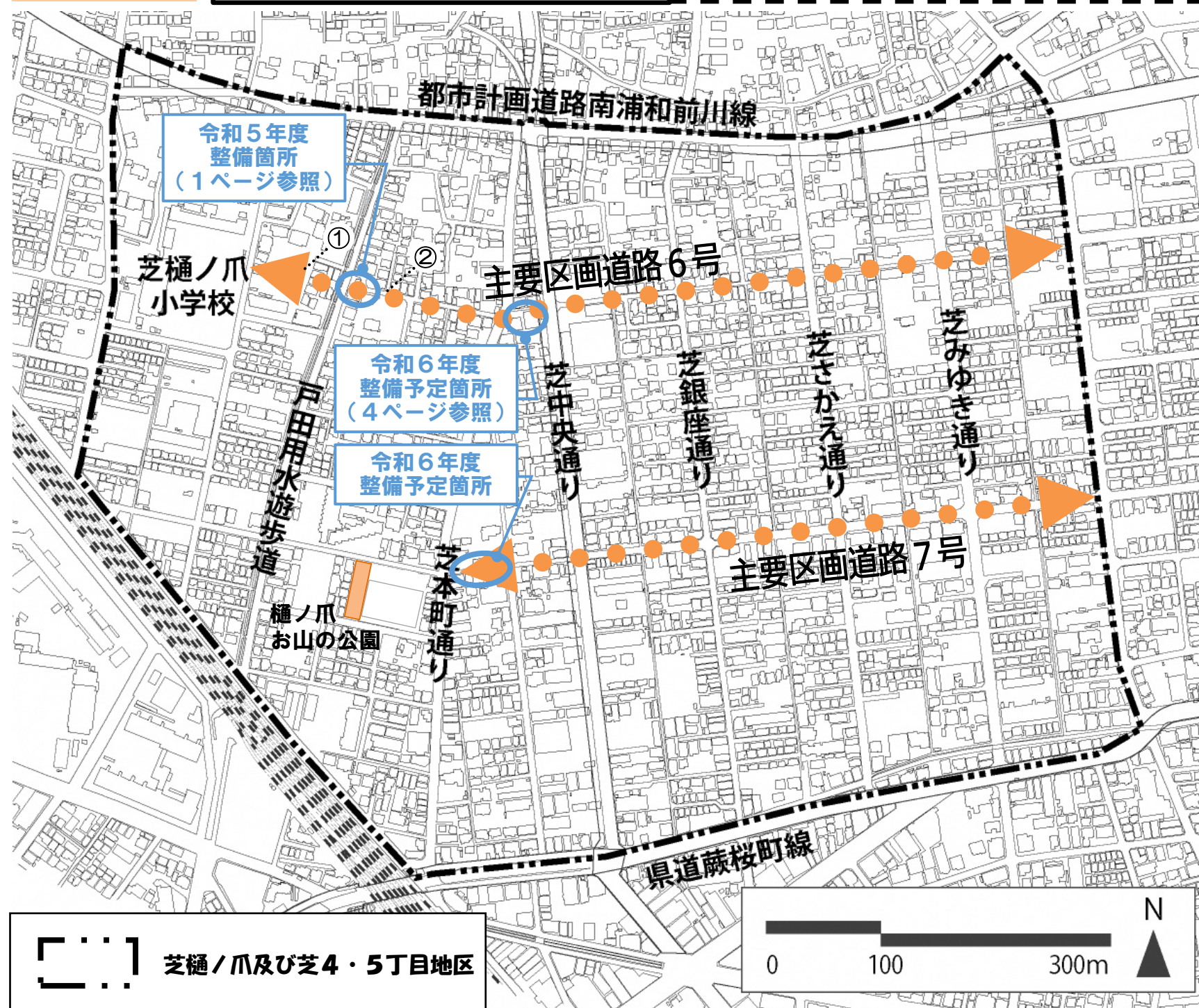
沿道の方には、道路整備の説明、意向調査等を行います。また、協力意向のある方には、建物調査、用地買収を行います。



①
主要区画道路6号、7号の
用地買収にご協力頂きました。



②



公園の整備



日常時の憩いの場、災害時の避難場所等として活用できる公園用地の確保、整備を進めます。

<令和6年度>

整備計画で目標に定めている7,200㎡の公園用地の確保・整備に向けて、引き続き用地買収の検討を行います。

地区内で公園整備用地を探しています！

土地をお持ちの方で、川口市への売却を検討してもよいという方は、4ページの問合せ先までぜひご連絡ください。※形状、接道状況等によっては購入できない場合がございます

補助事業

<令和5年度>

更なる地区内の安全性を確保するため、
① 行き止まり通路の改修
② 水路沿いのブロック塀の除却、フェンスの新設
③ 老朽建築物の除却
の補助事業を周知しました。

事業の詳細は右記の二次元コードからご覧ください。

<令和6年度>

引き続き、補助事業を行います。



※補助事業の詳細については、4ページの連絡先までお気軽にご連絡ください。